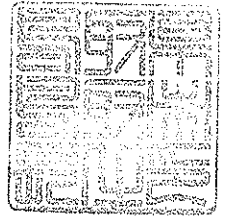


鳥取市告示第296号

平成23年8月8日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定の請求について、同条第3項の規定に基づき平成23年第3回市議会臨時会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月24日

鳥取市長 竹内 功



1 提出議案

鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例案

2 議決年月日

平成23年8月23日

3 審議の結果

否決